

第 19 回フィロロギカ研究集会

2020 年 10 月 10 (土) 14:00 より

オンライン開催 (Zoom 使用)

プログラム (各発表時間は質疑応答の時間 [15~20 分程度] を含む)

(13:45~ 開場: 研究集会Zoomミーティング開始)

14:00~15:00

安田将「キケロ『国家について』第3巻序文——Powell案の擁護」

(休憩10分)

15:10~16:10

大塚英樹「二つの哲学テキストについて」

- 1 アリストテレス、形而上学 E1 1026a
- 2 プラトン、国家 V 473D

(休憩5分)

16:15~16:25 総会

(休憩5分)

16:30~17:30

近藤智彦「ムソニウス・ルフスとアレクサンドリアのクレメンス『パイダゴゴス』におけるプラトン『法律』の利用をめぐる」

発表要旨

キケロ『国家について』第3巻序文——Powell案の擁護

安田将

Jonathan Powellは2006年に刊行されたキケロ『国家について (*De Re Publica*)』を含むOxford Classical Texts所収の校訂において、Angelo Maiによる最初の校訂以来第5巻に帰されていた古写本中の一断片を第3巻の序文部分へと移す提案を行った。James Zetzelは2017年の論文において、これを含む第3巻序文に関するいくつかのPowellの提案を批判した(同年に第2版が刊行されたZetzelの翻訳においてもPowellの提案を採用していない)。本稿は、ZetzelによるPowellに対する批判への応答を通じて、Powellの提案を擁護する。

関連するテキストは次の四つ(A~D)である(Q以下の数字は古写本中の位置を表す)：
A. 3.3 Ziegler (Z.) = 3.2 Powell (P.) = Q. 26.7, B. 3.7 Z. = 3.4 P. = Q. 28.1, C. 3.4-6 Z. = 3.5 P. (Z.によると Q. 27.4-5、P.によると Q. 28.4-5), D. 5.6-7 Z. = 3.3 P. (P.によると Q. 27.1 から Q. 27.7 までのどこか)。

Powellの提案は次の二点である。(1) 古写本中の位置の確定したBと確定しないCの関係について、従来はCを先行させていたが(C = 3.4-6 Z., B = 3.7 Z.)、Powellは内容の点を理由として、順序を逆にする(B = 3.4 P., C = 3.5 P.)。(2) 従来第5巻に帰されていたDを(D = 5.6-7 Z.)、Powellは写字生の筆跡と内容の二点を理由として、第3巻序文部分へ帰し、AB間に位置づける(D = 3.3 P.)。

提案(1)・(2)をめぐるZetzelによる批判に対して、本稿は次のように応答する。提案(1)について、Zetzelが実践知の優位の証拠とするC末尾の事例は、二段階の議論の一部にすぎず、Cの趣旨はPowellの解釈するとおり二種類の知の統合である。それゆえ内容の点を理由としてCを序文の末尾により近い箇所(それゆえBよりも後)に位置づけるPowellの提案(1)は正当化される。提案(2)の第一の論拠について、たしかに第4巻への移動も可能であるが、第3巻序論部への移動はこの点を理由として退けられることはない。第二の論拠について、たしかにZetzelの指摘するとおり、第3巻序論部に属することの確定したAとBでは「継母としての自然」によって懦弱に生まれついた人間が人為によって共同

し社会を形成するという普遍的な事柄が述べられており、指導者の弁論を通じた共同社会形成の役割などに触れる具体的描写のある **D** は一見したところそぐわない。しかし、**C** も含む第 3 巻序文部分全体を視野に入れること、**D** と関連する弁論術関係の論考を参照すること、また本著作全体の背景にあるギリシア哲学の批判的受容の文脈を視野に入れることで、**D** が第 3 巻序文部分に属する理由を提出することができる。**D** にみられる、ある種の恐怖として自然が人間に与えた *verecundia* を、指導者が弁論を通じて自発的行為を促すある種の倫理的感情としての *pudor* へと育むことは、**A** にみられる、言語の発明を共同体の成立根拠とする見解と、**C** にみられる、知にとって共同体との関与が本質的であるとする見解とを内容上結びつける役割を果たしている。

以上より、Zetzel に代わる新たな批判が現れるまでは、『国家について』第 3 巻序文部分をめぐり Powell の二つの提案に従うことが正当化される。

参照文献

Powell, J., 2006, 'Praefatio', in id. ed. *M. Tulli Ciceronis De Re Publica, De Legibus, Cato Maior de Senectute, Laelius de Amicitia*, Oxford.

Zetzel, J. 2017, 'Cicero on the Origins of Civilization and Society. The Preface to *De re publica* Book 3', *American Journal of Philology*, 138, 461-487.

二つの哲学テキストについて

大塚英樹

1 アリストテレス、形而上学 E1 1026a

Aristoteles *Metaphysica* E I 1026a14 の *αχωριστα* が *χωριστα* であったとしたなら、どういう意味になるのかという問題は、13 世紀にまでさかのぼる。Thomas Aquinas の師たる Albertus Magnus が *physica* は *separabilia* (= *χωριστα*) に関わるとしているからである¹。本発表ではまず *physica* を *inseparabilia* (= *αχωριστα*) に関わるものとした Thomas の考えを確認し、そのあと Albertus の見解がそれとはどのように異なっていたかを見ていきたいと思う。またこれら二人のスコラ哲学者の思考法は、我々が Aristoteles のギリシア語を解釈する際にも参考になると思われる。そのことについても触れたいと思う。

註 1 : *Physica namque est quidem circa separabilia, sicut universale separatur a particulari, sed non est circa immobilia: eo quod in ratione difinitiva concipit materiam determinatam principiis motus.*

2 プラトン、国家V 473D

κλειω は「扉に鍵をかける」の意味であるが、扉は内側から閉めて中に人を入れないようにする場合もあれば、外側から閉めて外に人を出さないようにする場合もある。473D の αποκλειω は後者の意味だと思われる。またここでは生物学ないしは植物学のイメージリーが用いられていると思われる。本発表ではこれらのことについて説明したいと思う。

ムソニウス・ルフスとアレクサンドリアのクレメンス『パイダゴゴス』

におけるプラトン『法律』の利用をめぐる

近藤智彦

ギリシア教父の一人アレクサンドリアのクレメンス（後150年－215年頃）が著した『パイダゴゴス（訓導者）』（全三巻）はキリスト教徒に向けて具体的な実践道徳を説く著作であるが、その中にはプラトン『法律（ノモイ）』からの多くの引用および影響が見出される。他方、クレメンス『パイダゴゴス』については、ローマ帝政期の哲学者ムソニウス・ルフス（おそらくストア派・後一世紀）の語録（ルキウスという名の弟子によってまとめられ、主にストアイオスを通して断片が伝わる）から多くの影響を受けていることも指摘されており、その第二・三巻の大部分はムソニウスの引き写しからなるという極端な見解すら説かれたことがある（Wendland 1886）。興味深いのは、ムソニウスの現存する断片にもプラトン『法律』からの影響と思しき箇所が確認できるという点である。ここで一つの問いが生じる。クレメンス『パイダゴゴス』に見出されるプラトン『法律』からの引用や影響には、ムソニウス（あるいはさらなる第四者）を介した孫引きないし間接的な影響はあるのか、という問いである。本発表では、この問いに対して明確に答えることを困難にしている事情を確認しつつも、「ある」と答える可能性を探りたい。

(1) まずは、プラトン『法律』660Eの引用を含む、クレメンス『パイダゴゴス』3.6.34-36「キリスト教徒のみが富者であること」を取り上げる。これはWendlandがムソニウスの新しい「断片」をそこから取り出してみせた箇所であり、たしかにムソニウス（あるいは一般にストア派の哲学者）がいかにも言いそうな文章を含むが、このプラトンの引用をムソニウスからの孫引きとする見方にも問題が残ることを確認する。(2) そこで次に、ムソニウス fr. 20 Hense「調度品について」に見られる考え方がプラトン『法律』955Eの引用と並んで現れる、クレメンス『パイダゴゴス』2.3.35-39「贅沢な調度品に熱を上げるべきではな

いこと」を取り上げる。こうした箇所は、クレメンス『パイダゴゴス』におけるプラトン『法律』の利用に、ムソニウスを介した間接的な影響がある可能性を示唆する。(3) この点で注目に値するのが、プラトン、ムソニウス、クレメンスの三者による性道德に関する議論である。クレメンス『パイダゴゴス』2.10.83-102「子作りに関して考えておくべきこと」はプラトン『法律』836C, 838Eとムソニウスfr. 12「性行為について」の双方からの引用を含むが、すでにムソニウスfr. 12自体にプラトン『法律』第一・八巻の明らかな影響が見出されるからである。以上のような三者のつながりの背後には、プラトン『法律』を実践倫理のネタ本として利用する、ムソニウス以前（中期ストア派のパナイティオス？）に遡る伝統があったと推測される。（なお本発表は2020年7月3-4日に開かれた研究会Middle Platonism and its Literary Reflections, Freiburg im Breisgau (Online)での発表と基本的に同じ内容であることをお断りしておく。）